施設等利用給付のしおり

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・P.
2	無償化の対象施設・事業及び上限額・・・・・・・・・P.
3	施設等利用給付認定・・・・・・・・・・・・・P.↑
4	申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
5	施設等利用給付認定通知書の送付・・・・・・・・・P.
6	認定変更・・・・・・・・・・・・・・・・・P.:
7	現況確認・・・・・・・・・・・・・・・・・P.』
8	施設等利用費の請求・・・・・・・・・・・・P.」

(問合せ先) 玉野市教育委員会 就学前教育課 〒706-8510 玉野市宇野 1 丁目 2 7 番 1 号 TEL 0863-32-5573 FAX 0863-32-1329

1 はじめに

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施され、各種保育サービスの利用料が無償となっています。(一部の保育サービスには上限があります。)

無償化の対象となるためには、一定の要件があり、市に対して申請が必要です。このしおりをよく読んで申請してください。

2 無償化の対象施設・事業及び上限額

施設等利用給付制度における無償化の対象施設・事業及び上限額は次のとおりです。この対象施設は所在市町村の「確認」を受け、所在市町村が公示した施設・サービスに限ります。

(1) 無償化対象早見表

`	7 从民间为外下无数			
対象施設・事業		無償化上限額(月額)		
		※年齢は当該年度のクラス年齢です。		
新制度未移行幼稚園(※1)		25,700 円		
幼稚園の預かり保育(※2)		16,300円(非課税世帯の0~2歳児)(※3)		
		11,300円(3~5歳児)		
		(1日 450 円×利用日数)		
認	認可外保育施設	42,000円(非課税世帯の0~2歳児)		
外保	一時預かり事業	37,000 円 (3~5歳児)		
認可外保育施設等(※4)	病児保育事業	(※2)		
	フュミル・・サポート・センカ・車巻	預かり保育+認可外保育施設等の複数利用の場合		
	ファミリー・サポート・センター事業	上限¥11,300		

- (※1) 玉野市内にはありません。
- (※2) 預かり保育の利用で上限額に達していない場合、上限額から預かり保育の無償額を差し引いた残額を上限として、「認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業」の利用料が無償化の対象となります。(幼稚園の預かり保育の提供が「十分な水準ではない(注)」場合に限る。)
 - (注) 預かり保育事業の実施が平日8時間未満又は年間200日未満の場合を言う。

玉野市内の幼稚園利用者は預かり保育+他の施設複数利用が可能です。

- (※3) 玉野市内の幼稚園では0~2歳児の受入はしていません。
- (※4) 認可外保育施設等の無償化上限額は、各対象施設・事業ごとの金額ではなく、認可外保育施設等全体の上限額です。

(2) 無償化の対象外経費

保育料や利用料は無償化の対象経費となりますが、次のような費用は無償化の対象外 経費となります。

- 食材料費
- ② 保護者会費
- ③ 記念写真代
- ④ 送迎費
- ⑤ 日用品、文具代 等

3 施設等利用給付認定

無償化の対象となるためには、市から認定を受ける必要があります。認定の種類や認定を受けるための要件は次のとおりです。

(1) 認定の種類

利用する施設・事業、児童の年齢、保育の必要性の有無により、認定が異なります。

1 号認定	満3歳以上の就学前子ども(2号、3号認定子ども以外)
(教育認定)	個3放以上の別子則すとも(2万、3万能圧すとも以外)
2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した家庭において必要な保育を
(保育認定)	受けることが困難な就学前子ども
3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある家庭において必要な保
(保育認定)	育を受けることが困難な就学前子ども (市町村民税非課税世帯に限る)

(2) 年齢要件

- ① 3歳児~5歳児
- ② 市民税非課税世帯の0~2歳児
 - ※ 当該年度のクラス年齢です。
 - ※ 既に認可保育施設等に通っている児童は除きます。

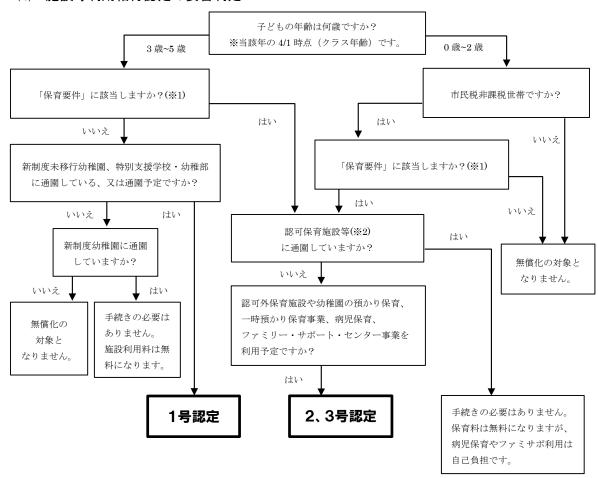
(3) 保育要件(1号認定除く。)

2号及び3号認定を受けるためには、下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに保護者全員が該当する必要があります。

事 由		内 容		
1	就労 (※1)	(1) 1 か月当たり 48 時間以上の就労を常態とすること		
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週から産後8週(多胎の場合は、前14週か		
		ら産後8週)の期間を含む月単位の期間		
3	疾病・障害	保護者が疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体		
		に障害を有している場合		
4	介護・看護	同居の親族又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は		
		看護している場合(1か月当たり48時間以上)		
5	就学	日中、就学又は職業訓練のため、保育することができない場合		
		(1か月当たり 48 時間以上)		
6	求職活動 (※2)	求職活動 (起業準備を含む。)を継続的に行っている場合 (認定		
		期間は90日以内です。)		
7	育児休業 (※3)	育児休業取得対象以外の子どもが既に対象施設を利用してい		
		る場合で、引き続き当該施設を利用することが必要と認められ		
		る場合		

- (※1) 自営を含みます。
- (※2) 認定期間内に新たに保育の必要性を証明する書類の提出が無い場合、認定を取り消すことになります。
- (※3) 育児休業の場合、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」は無償化の対象からはずれます。

(4) 施設等利用給付認定の要否判定



- (※1) 3 (3) の表のとおり
- (※2) 認可保育園、認定こども園(保育認定)、地域型保育事業

4 申請方法

無償化の対象となるためには、各種保育サービスの<u>利用前</u>に認定申請を行う必要があります。

(1) 申請書類

- 1号認定
 - □ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号認定用) ※ 申込児童につき1部必要です。
 - □ 個人番号届出書及び個人番号確認同意書
 - □ 個人番号及び身元確認書類
 - ※ 保護者及び利用児の「番号確認資料」及び申請者の「身元確認資料」の提示も しくは写しの添付が必要です。「個人番号届出書及び個人番号確認同意書」の裏 面に提出方法を記載していますので、詳細についてはそちらをご覧ください。

② 2号、3号認定

- □ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(2、3号認定用)
 - ※ 申込児童につき1部必要です。
- □ 保育の必要性を認定するための添付書類

事 由	添付書類		
就労	・就労証明書		
妊娠•出産	・出産申立書		
	・親子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)		
	(疾病・ケガの場合)		
疾病・障害	・病気・介護(看護)申立書		
	・意見書・診断書		
	(障害の場合)		
	・病気・介護(看護)申立書		
	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し		
介護・看護	・病気・介護(看護)申立書		
	・介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)		
就学	・在学(予定)申立書		
	・在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)		
求職活動	• 求職活動状況申立書		
育児休業	・就労証明書(育休期間等の記載が必要)		
	就労 妊娠・出産 疾病・障害 介護・看護 就学 求職活動		

- □ 個人番号届出書及び個人番号確認同意書
- □ 個人番号及び身元確認書類
 - ※ 保護者及び利用児の「番号確認資料」及び申請者の「身元確認資料」の提示も しくは写しの添付が必要です。「個人番号届出書及び個人番号確認同意書」の裏 面に提出方法を記載していますので、詳細についてはそちらをご覧ください。
 - ※ 教育・保育給付認定のために既に提出している場合は不要です。
- □ 市町村民税が非課税であることが分かる書類(所得・課税証明書等)
 - ※ 市町村民税非課税世帯の0~2歳児のみ必要です。
 - ※ 当該年度の1月1日に玉野市在住の方は不要です。
- □ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

(2) 申請書類の配布及び受付場所

- ① 配布場所
 - □ 就学前教育課(市役所3階 教育委員会内)
 - □ 預かり保育実施園(幼稚園・認定こども園)
 - □ 市ホームページ (ダウンロードしてご利用ください。)
- ② 受付場所

就学前教育課(市役所3階 教育委員会内)

※ 各園では受け付けしていませんので、ご注意ください。

(3) 申請の締切期日

認定希望日(施設利用開始日)の2週間前まで(目安)

- ※ 提出期限日以降も申込みを受付ますが、認定開始日を認定の申請日より前に遡及 することはできませんのでご注意ください。
- ※ 提出書類に不足がある場合、認定ができないことがあります。期間に余裕を持って お申込みください。

5 施設等利用給付認定通知書の送付

申請内容を審査し、認定要件に該当する場合は、市から認定通知書を送付します。利用施設から認定確認のため、認定通知書の提示を求められる場合がありますので、利用の際には認定通知書を持参してください。

6 認定変更

認定内容を変更する必要が生じた場合は、変更届の提出が必要です。また、変更内容によっては、変更届以外にも添付書類が必要な場合がありますので、詳細については就学前教育課にお問い合わせください。

なお、変更届出が必要な主な項目は次のとおりです。

- ① 保護者並びに認定子どもの氏名
- ② 住所
- ③ 保護者並びに認定子どもの個人番号
- ④ 連絡先
- ⑤ 保育の必要性の理由(2,3認定の場合のみ)

7 現況確認

保育の必要性の確認のため、年に1度は保育の必要性が分かる書類(就労証明書等)をご 提出いただきます。現在のところ6月頃を予定していますので、市から案内があったときは、 期限内に必ず提出してください。現況確認ができない場合は、認定を取り消すことになりま すので、ご注意ください。

8 施設等利用費の請求

(1) 請求方法

市に対する施設等利用費の請求方法は次の2種類あります。原則①の方法となりますが、一部の利用施設・事業は②の方法により請求することも可能です。

- ① 償還払い(利用者が直接市に対して請求する方法)
- ② 現物給付(利用料を0円とする方法)
 - ※ 教育・保育の提供に関する費用については、保護者に代わって利用施設が市に請求を行う。(法定代理受領)

(利用施設ごとの請求方法)

	対象施設・事業	請求方法	
新制度未移行幼稚園		現物給付	
幼稚園の預かり保育		償還払い ※ 玉野市内の幼稚園の場合(現物給付) 無償化上限額が1回450円ですので、1回の利用 につき、利用料500円から450円を除いた50円を 園にお支払いいただきます。	
認	認可外保育施設	償還払い	
認可外保育施設等	一時預かり事業	償還払い	
	病児保育事業	償還払い	
	ファミリー・サポート・センター事業	償還払い	

(2) 請求の流れ

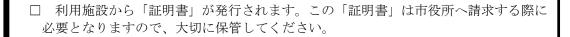
① 償還払い

(1) 利用料の支払



□ 利用した施設に対して利用料を支払ってください。

(2) 利用施設は利用者に対して「特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書」 (以下、「証明書」)を発行(※ファミサポ利用の場合は、「援助活動の報告」を発行)



(3) 四半期ごとに市役所へ請求書及び「証明書」を提出

□ 次のスケジュールにしたがって、市役所へ所定の請求書及び「証明書」を提出してください。

1,1-2,10			
施設利用月	請求書等の提出期限	施設等利用費の支払月	
4月~6月	7月20日	8月末頃	
7月~9月	10月20日	11月末頃	
10月~12月	1月20日	2月末頃	
1月~3月	4月20日	5月末頃	
以下 同様のスケジュール問隔で請求書等を提出してください			

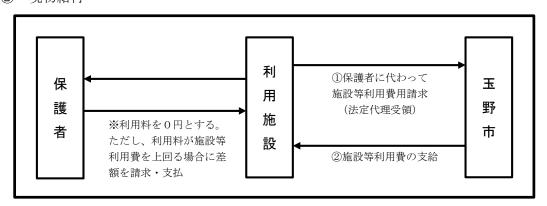
*該当期日が休業日の場合は翌営業日となります。

□ 請求書の様式は就学前教育課もしくは市ホームページから取得してください。

(4) 市役所から利用者に対して施設等利用費を支給

□ 上表の支払月に所定の口座に施設等利用費を振り込みます。

② 現物給付



9 その他

- (1) 各種様式は市ホームページに掲載しています。必要に応じてダウンロードしてご利用ください。
- (2) 玉野市民の方が、市外の施設・事業を利用する場合も玉野市に対して認定申請を行う必要があります。
- (3) 市外へ転出する場合は、就学前教育課にすみやかに連絡してください。玉野市の認定は失効しますが、転出先の市町村において認定申請の手続きを行うことで、新たに認定を受けることが可能です。